

# ■ 地方公共団体向けの啓発用資料のサンプルの提供と、その活用事例

※ 地方公共団体の皆様に「サンプル」としてお示ししているものです。

【平成★年★月】【●●県】

## 周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?

- **ギャンブル等依存症**はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします -

ギャンブル等をしてみようと  
思っている人や  
ギャンブル等をしている人が  
気を付けるべきポイント

- I. 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等をする事は認められていません。
- II. 仕事がうまくいかないストレス、**ビギナーズラック**など、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、**ギャンブル等依存症**になってしまう可能性があります。
- III. ギャンブル等依存症になってしまうと、**借金をするのは問題だと分かっているにもかかわらず**なってしまいます。

周囲の方が気を付けるべきポイント

- I. **借金の肩代わりは禁物**です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。
- II. ご本人の状況に振り回され、**周囲の方も不健康な思考に陥ることのないよう**にしましょう。

### 【心配ごとがある場合のご相談先】

#### ★ 医療関係の相談機関の連絡先はこちら。

- ●●県精神保健福祉センター ○○-○○○○-○○○○
- ▲▲病院 ○○-○○○○-○○○○

#### ★ 借金の問題の相談機関の連絡先はこちら。

- 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
- ●●財務事務所 ○○-○○○○-○○○○
- 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374  
(平日9時～21時、土曜日9時～17時。祝日・年末年始を除く。)

#### ★ 自助グループの連絡先はこちら。

- GA●● (ギャンブラーズアノニマス) 《ご本人向け》 ○○-○○○○-○○○○
- ギャマノン●● 《ご家族向け》 ○○-○○○○-○○○○

※ 地域において相互に連携している組織などを記載してください。

※ 公営競技の関係機関で設けている相談窓口、ギャンブル等依存症関連の啓発をしている機関などを記載することも考えられます。

※ 地方公共団体の本館誌でPRしたいご希望の方法を選択することも考えられます。

- 消費者庁では、平成31年2月、内閣官房、金融庁、法務省及び厚生労働省と共同で、ギャンブル等依存症に関わる知識の普及をきめ細やかに進めて頂けるよう、啓発用資料のサンプルを作成し、都道府県等に提供。

### 【主な内容】

- ★ 消費者庁において、平成30年11月に公表した啓発用資料に盛り込んだ要素をいかしつつ、「ご本人の状況に振り回され、周囲の方も不健康な思考に陥ることのないようにしましょう。」との観点を明確に記載。
- ★ 各地域において、ギャンブル等依存症に関連する相談をすることが可能な機関などが、地域住民の方々に明確になることも期待。

【山梨県】令和元年9月

### 周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?

- **ギャンブル等依存症**はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼす病気です -

ギャンブル等をしてみようと  
思っている人や  
ギャンブル等をしている人が  
気を付けるべきポイント

- I. 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等をする事は認められていません。
- II. 仕事がうまくいかないストレス、**ビギナーズラック**など、誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、**ギャンブル等依存症**になってしまう可能性があります。
- III. ギャンブル等依存症になってしまうと、**借金をするのは問題だと分かっているにもかかわらず**なってしまいます。

周囲の方が気を付けるべきポイント

- I. **借金の肩代わりは禁物**です。ご本人が立ち直るきっかけを奪ってしまいます。
- II. ご本人の状況に振り回され、**周囲の方も不健康な思考に陥ることのないよう**にしましょう。

ギャンブル等依存症の自己診断ツールは、国等が調査調査で利用するSOGS等がありますが、より簡単なテストとして、「LOST」を示しますので、参考にして下さい。

【LOST】(公社)ギャンブル依存症問題を考える会 作成  
直近1年間のギャンブル経験にあてはめて、二つ以上に「はい」と答えたら、ギャンブル依存症の危険度が高い可能性があります。

Limitless  
ギャンブルをするときには予算や時間の制限を決めない、決めても守れない

Once again  
ギャンブルに勝ったときに「次のギャンブルに使おう」と考える

Secret  
ギャンブルをしたことを誰かに隠す

Take money back  
ギャンブルに負けるときにすぐに取り返したいと思う

### 【心配ごとがある場合のご相談先】

#### ★ 借金の問題の相談機関の連絡先はこちら。

- 消費者ホットライン TEL: 188 (局番なしの3桁)
- 甲府財務事務所 TEL: 055-253-2261  
(平日9時30分～16時30分。祝日・年末年始を除く。)
- 法テラス・サポートダイヤル: 0570-078374  
(平日9時～21時、土曜日9時～17時。祝日・年末年始を除く。)

#### ★ 医療関係の相談機関の連絡先はこちら。

- 住吉病院 TEL: 055-235-1521
- 山梨県立精神保健福祉センター TEL: 055-254-8644
- 山梨県中北保健福祉事務所 TEL: 055-237-1420
- 山梨県中北保健福祉事務所吹上支所 TEL: 0551-23-3074
- 山梨県東保健福祉事務所 TEL: 0553-20-2752
- 山梨県南保健福祉事務所 TEL: 0556-22-8158
- 山梨県富士・東部保健福祉事務所 TEL: 0555-24-9035
- 甲府市健康支援センター (甲府市保健所) TEL: 055-237-2505

#### ★ 回復施設の連絡先はこちら。

- グレイス・ロード TEL: 055-287-8347

#### ★ 自助グループの連絡先はこちら。

- GA (ギャンブラーズアノニマス) 《ご本人向け》  
<http://www.sjajzen.jp/1ccsc-ejs.html>
- 全国ギャンブル依存症家族の会 山梨《ご家族向け》  
eメール: [twd\\_esc2@j.softbank.jp](mailto:twd_esc2@j.softbank.jp)  
TEL: 090-9143-0401 (毎月)
- ギャマノン甲府《ご家族向け》  
eメール: [kofusamaron@mail.com](mailto:kofusamaron@mail.com)  
各グループについて、直接詳しく知りたい場合は、全国ギャンブル依存症の会 山梨 (090-9143-0401) までお問合せください。

解決に向かって、一歩踏み出してみませんか。

サンプルの活用事例(山梨県)

# 地方消費者行政強化交付金

令和元年度政府予算 22億円

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体に対して、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図るため、国が指定する研修への参加費等を支援する。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

## 地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

### ○ 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化

#### 事業メニュー

#### (1) SDGsへの対応

- ・消費者安全確保地域協議会の構築等
- ・障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ・食品ロス削減の取組
- ・倫理的(エシカル)消費の普及・促進
- ・消費者志向経営の普及・促進

#### (2) 国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ・消費税率引上げ等への対応
- ・若年者への消費者教育の推進
- ・訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- ・法執行体制の強化
- ・風評被害の払拭のための取組
- ・公益通報者保護制度の推進
- ・適格消費者団体等の設立に向けた支援
- ・原料原産地表示制度の普及・啓発
- ・ギャンブル等依存症対策に係る取組
- ・高度情報化社会における相談対応の実施

### ○ 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- ・ギャンブル等依存症対策
- ・AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- ・消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- ・放射性物質に係る食品の風評被害
- ・新たな加工食品の原料原産地表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- ・医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進
- ・サブリースに関する問題
- ・身元保証等高齢者サポートサービスに関する相談対応力の向上
- ・チケット不正転売対策

#### <補助対象>

- ・消費生活相談員
- ・消費者行政担当職員
- ・教員

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業※について引き続き支援 ※被災4県及び熊本県においては、特例的に新規事業の立ち上げを支援。